

令和 5 年 第 2 回 定 例 会 ( 6 月 議 会 )

福 祉 環 境 委 員 会 提 出 資 料

—— 所 管 事 項 関 係 ——

令 和 5 年 6 月 1 3 日

健 康 福 祉 部

# 目 次

## ◎ 所管事項関係

- |                          |            |    |
|--------------------------|------------|----|
| 1 「令和4年度歯科保健対策施策報告書」について | (健康づくり推進課) | 1  |
| 2 「令和4年度がん対策施策報告書」について   | (健康づくり推進課) | 6  |
| 3 二次医療圏の設定について           | (医務薬事課)    | 11 |

## 【別冊】

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| 1 令和4年度歯科保健対策施策報告書 | (健康づくり推進課) |
| 2 令和4年度がん対策施策報告書   | (健康づくり推進課) |

# 「令和4年度歯科保健対策施策報告書」について

健康づくり推進課

## 1 趣旨

「秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例」の規定に基づき、令和4年度の歯科保健対策の推進に関し、県が講じた施策について明らかにする。

## 2 歯科保健対策の推進方針

- ・対象を、「乳幼児・学齢期」・「成人期」・「高齢期」及び「障害者・要介護者等」の4つのライフステージに分類
- ・それぞれを対象に、普及啓発と環境整備の2つの視点で施策を実施

## 3 施策内容

### (1) 歯科保健対策事業（表彰事業）

- ・幼児及びその親を対象とした「親子よい歯のコンクール」において、市町村からの推薦者全員を表彰
- ・高齢者を対象とした「8020 いい歯の表彰」において、県歯科医師会からの推薦者全員を表彰
- ・「臼井記念歯科保健功労賞」において、模範となる歯科保健活動を実践した小中学校を表彰

### (2) 歯科保健医療推進事業

#### ①口腔保健支援センター推進事業

- ・学校や社会福祉施設等を訪問し、歯科保健指導を実施（訪問施設 203 か所・参加者 5,311 人）
- ・フッ化物洗口推進のため、幼稚園・保育所(園)、学校等で、技術支援や普及啓発を実施（洗口実施率 R4：77.1%）

- ・「乳幼児歯みがきハンドブック」の作成、ハンドブックの有効活用のため市町村保健師等を対象に研修会を開催（オンライン開催、参加者 28 人）

## ② 8020 運動推進特別事業

- ・地域課題をテーマとした一般市民向け研修会等を開催（4 地区開催、対象者 581 人）
- ・障害者歯科や口腔と栄養に関する研修会を開催（オンライン開催、参加者 126 人）

## ③ オーラルフレイル予防啓発事業

- ・県民のオーラルフレイルについての理解や予防の機運を高めるため、知事と県に縁のある著名人による予防啓発動画を作成し、デジタルサイネージやテレビCMで放映



（ウェブサイト「秋田健」に動画を掲載）

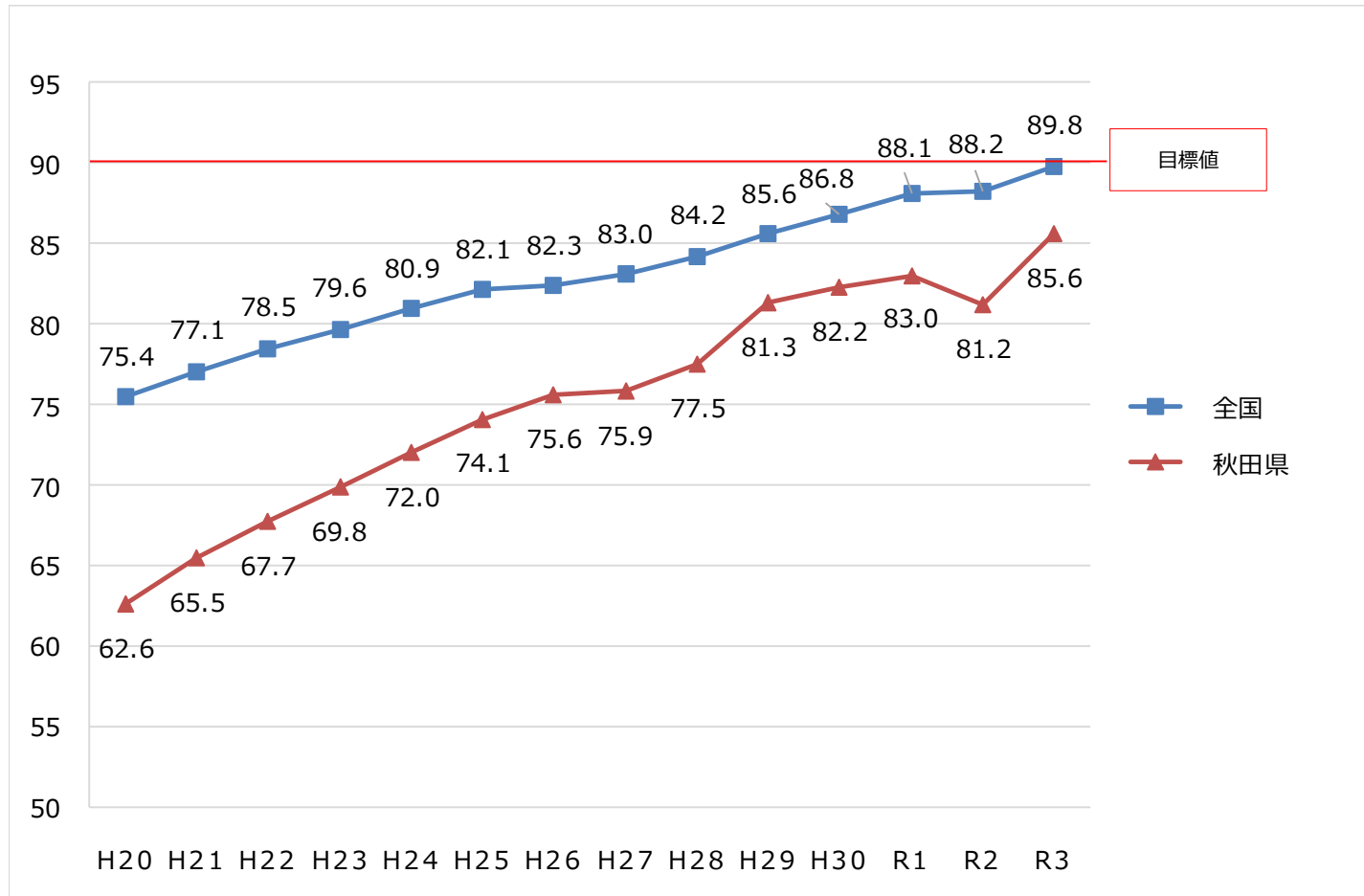
- ・オーラルフレイル予防対策を先導して担う歯科衛生士の育成及び人材把握のための研修会を開催（参加者 103 人）
- ・地域の歯科保健医療を支える歯科衛生士の復職を支援するサロンを開催（参加者 11 人）

## （3）妊婦歯科健康診査事業

- ・市町村に対し、妊婦歯科健康診査に要する経費の一部を助成（利用率 R4：58.9%）

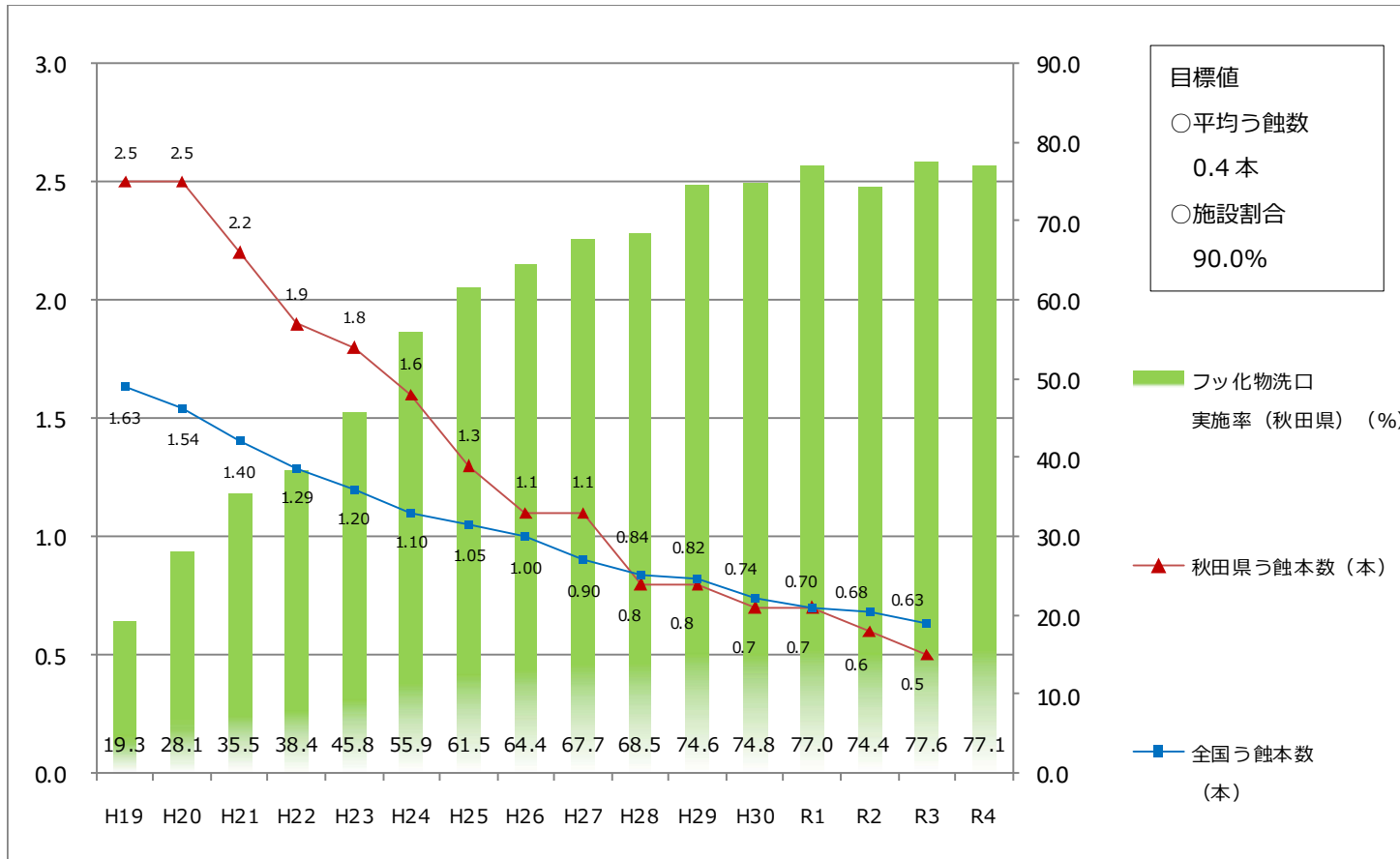
#### 4 秋田県歯と口腔の健康づくりに関する基本計画に掲げる目標の達成状況

##### (1) 3歳児におけるう蝕のない者の割合



(出典：厚生労働省「母子保健所管国庫補助事業等に係る実施状況」、「地域保健・健康増進事業報告」)

(2) 12歳児における1人平均う蝕数とフッ化物洗口実施施設割合



(出典：文部科学省「学校保健統計調査」、秋田県健康づくり推進課「フッ化物洗口実施状況調査」)

(3) 20歳～50歳代において8020運動を知っている者の割合

- ・基準値（H24調査）から減少（H24：53.1% → R3：52.3%）

(4) 施設における定期的な歯科検診実施割合

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、施設での検診実施率は目標値を大幅に下回った。  
（障害児（者）入所施設 H25：42.6% → R4：31.7%、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設 H24：19.6% → R3：13.4%）

## 「令和4年度がん対策施策報告書」について

健康づくり推進課

### 1 趣旨

「秋田県がん対策推進条例」の規定に基づき、令和4年度のがん対策の推進に関し、県が講じた施策について明らかにする。

### 2 がん対策の推進方針

- ・がん予防の推進、がん医療・緩和ケアの充実、がん患者等への支援など、多岐にわたる分野の取組を総合的かつ計画的に実施する。
- ・がん予防にあつては、たばこ対策などの取組の推進やがん検診を受けやすい環境の整備、がん医療にあつては、がん医療人材の育成と、より質の高い医療提供体制の整備等に重点的に取り組む。

### 3 施策内容

#### (1) がんの予防

##### ①一次予防

- ・受動喫煙に関する県民・事業所等からの相談や路上を含む屋外喫煙への苦情に対応したほか、事業所訪問等による法と条例の趣旨等について説明

(取組状況)

通報件数	相談件数		事業所訪問	説明会・出前講座	
	電話	来所		実施回数	参加者数
3件	89件	3件	429か所	19回	約900人

- ・受動喫煙防止に積極的に取り組む事業所等の情報発信、県内の食品営業許可登録事業者を対象としたアンケート調査による実態把握のほか、「あきた受動喫煙ゼロ推進キャンペーン」の展開などによる受動喫煙防止の推進
- ・禁煙の動機付けを促すため、事業所の従業員に対して出前講座を実施（実績：10回、参加者445人）
- ・大学・専門学校と連携し、大学生等にたばこの害に関する講義を実施（実績：4校、約300人）
- ・「減塩」や「野菜・果物摂取」を目指した「秋田スタイル健康な食事」の認証制度の普及を図り、新たに2店舗（4メニュー）



を認証

- ・働き盛り世代における運動習慣の定着化を図るため、スマートフォンアプリを活用した企業対抗型のウォーキングイベントを実施（実績：260 団体、1,105 人）
- ・HPVワクチンの積極的勧奨再開に伴うキャッチアップ接種も含めた市町村等への働きかけや接種後に症状が生じた方に対する相談窓口の設置

## ②二次予防（がん検診）

- ・市町村が実施する胃がん検診について、受診者自己負担額を軽減又は無料化する経費に対し助成（実績：X線検査 2,422 人、内視鏡検査 286 人）
- ・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん検診について、コール・リコールによる受診勧奨を要件に、受診者自己負担額を軽減する経費に対し助成（実績：大腸がん 2,716 人、肺がん 2,425 人、子宮頸がん 2,004 人、乳がん 2,009 人）
- ・かかりつけ医、歯科医及び薬剤師による受診勧奨を実施
- ・テレビ CM や YouTube 等のメディアを活用し、健（検）診の必要性やがんに対する正しい知識についての普及啓発を実施

## （2）がん医療の水準の向上

- ・がん看護専門看護師、がんに関連した認定看護師等を養成する病院に対し、必要経費の一部を助成（実績：2 人）
- ・地域がん診療連携拠点病院等に対し、がん相談支援センターの運営等に要する経費を助成（実績：11 病院）

## （3）緩和ケアの充実

- ・地域がん診療連携拠点病院等が実施する緩和ケア研修会に対し助成（再掲）  
（実績（修了者数）：医師・歯科医師 90 人、看護師・薬剤師等 53 人）

## （4）がん患者等への支援

- ・「秋田県がん患者団体連絡協議会きぼうの虹」の活動に対する助成
- ・がん治療に伴い医療用補正具を購入する患者への助成（実績：ウィッグ 385 件、乳房補正具 45 件）
- ・在宅療養を希望する若年がん患者の福祉用具利用への助成（実績：4 件）
- ・妊よう性温存療法や温存後生殖補助医療に要する費用に助成（実績：妊よう性温存療法 7 件、温存後生殖補助医療 1 件）

**(5) がんに関する調査・研究**

- ・がん罹患等に関するデータを収集し、がん登録を推進（実績：15,328件）
- ・国立がん研究センターと共に、がんの罹患について調査する多目的コホート研究事業を実施

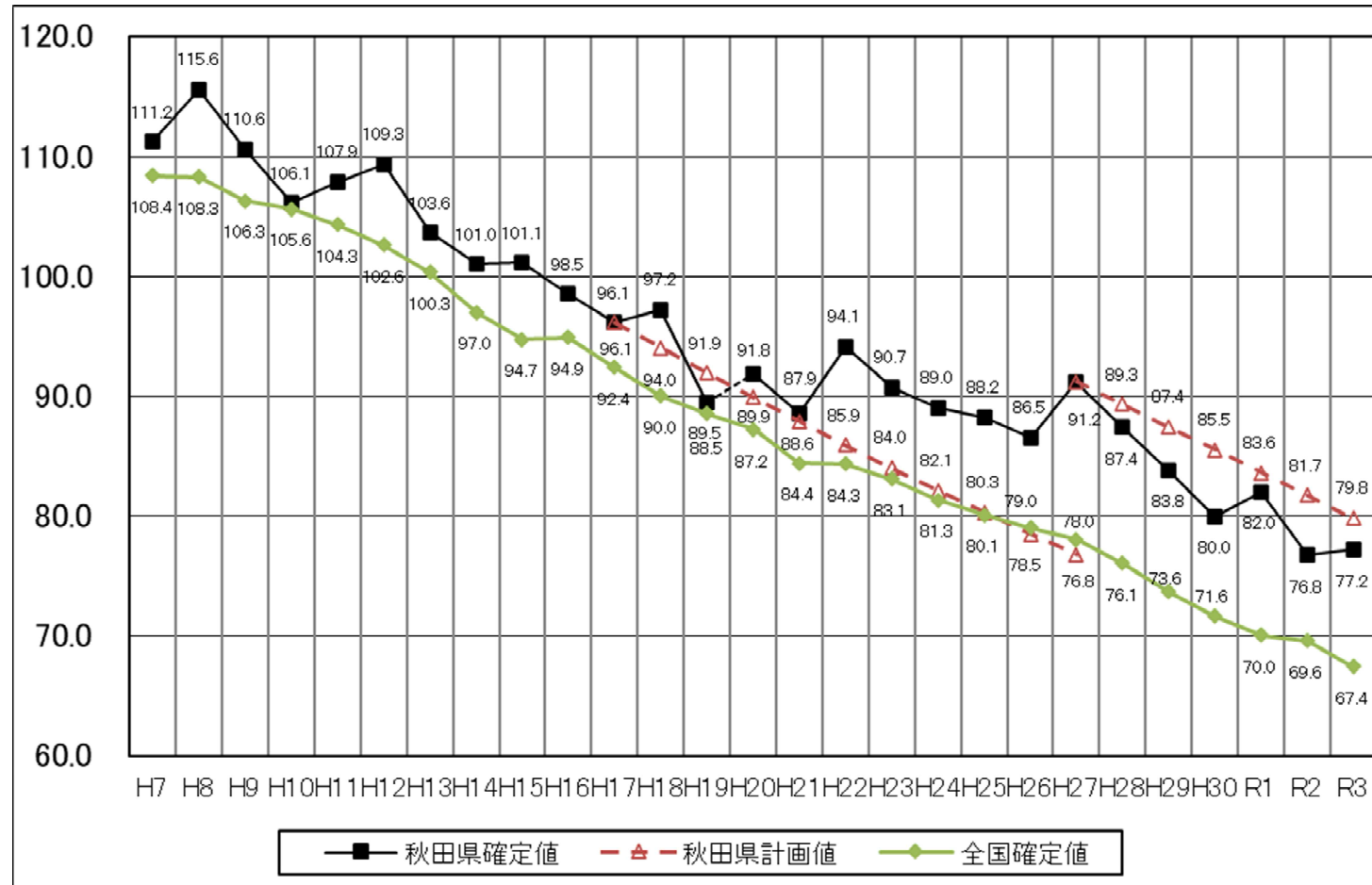
**(6) がん教育、がん対策に関する普及啓発・情報の提供等**

- ・県内の9校で「がん教室」を実施したほか、各種キャンペーン・フォーラム等を共催・後援（実績（共催・後援）：7事業）

#### 4 秋田県がん対策推進計画に掲げる目標の達成状況

##### (1) がんによる死亡

##### 75歳未満年齢調整死亡率



(出典：国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(人口動態統計))

(2) がん検診の受診率

市町村が実施するがん検診の受診率

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
胃がん	秋田県	11.4%	10.3%	9.7%	8.0%	6.9%
	全国	8.4%	8.1%	7.8%	7.0%	6.5%
大腸がん	秋田県	12.2%	11.8%	11.2%	8.5%	9.7%
	全国	8.4%	8.1%	7.7%	6.5%	7.0%
肺がん	秋田県	9.7%	9.1%	8.4%	4.3%	6.5%
	全国	7.4%	7.1%	6.8%	5.5%	6.0%
子宮頸がん	秋田県	14.8%	14.1%	13.8%	12.8%	12.1%
	全国	16.3%	16.0%	15.7%	15.2%	15.4%
乳がん	秋田県	19.0%	17.7%	17.4%	15.2%	14.1%
	全国	17.4%	17.2%	17.0%	15.6%	15.4%

(出典：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」)

※ 受診率の算出に用いた母数は、「全住民」

※ 受診率の算定対象年齢は40歳から69歳（胃がん検診は50歳から69歳、子宮頸がん検診は20歳から69歳）

# 二次医療圏の設定について

## 次期医療計画策定等スケジュール(案)

医務薬事課

	令和5年												令和6年				
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
県議会	2月議会 「目指す姿」の提示			5月議会勉強会 計画策定の説明	6月議会 医療圏案			9月議会 計画骨子案			12月議会 計画素案		2月議会 計画案				
医療審議会	第1回 次期医療計画策定について					第2回 医療圏案決定								第3回 計画案答申			
医療審議会 医療計画部会		第1回 医療圏の現状と課題	第2回 医療圏案提示・協議	第3回 医療圏案協議・決定		第4回 計画骨子案協議				第5回 計画素案協議			第6回 計画案協議・決定				
地域医療構想調整会議				第1回 全体会 医療圏案の説明	第2回 全体会 病床機能報告 外来機能報告 3医療圏の課題 等		合同会議 今後の調整のあり方等		専門部会 病床機能の検討				第3回 全体会 対応方針の検証・見直し等	次期地域医療構想に向けた検討			
若手医師WG				タスクフォース会議①	タスクフォース会議②		タスクフォース会議③							WG①	WG②	中間報告 医療計画に反映	タスクフォース会議③ 提言 中間見直し・次期計画に反映
市町村・保健所・消防等説明 県民理解		県医師会・大学・病院協会・厚生連説明		5/31 市町村協働政策会議	保健所長会議					11月下旬 市町村協働政策会議 市町村長行政懇談会 市町村議長行政懇談会	計画素案パブコメ			関係団体への意見聴取	11		

# 次期医療保健福祉計画の策定に係る検討体制について

## 医療計画

- 二次医療圏・三次医療圏の設定
- 疾病・事業ごとの医療体制
  - ・がん
  - ・脳卒中
  - ・心筋梗塞等の心血管疾患
  - ・糖尿病
  - ・精神疾患
  - ・救急医療
  - ・災害時における医療
  - ・へき地の医療
  - ・周産期医療
  - ・小児医療(小児救急含む)
  - ・新興感染症発生・まん延時における医療(新)
  - ・在宅医療
  - ・その他特に必要と認める医療

- 地域医療構想
- 地域医療構想を実現する施策

- 病床機能の情報提供の推進
- 外来医療の提供体制の確保(外来医療計画)

- 医師の確保(医師確保計画)

- 医療従事者(医師を除く)の確保
- 医療の安全の確保
- 医療提供施設の整備目標
- 基準病床数 等

### 策定

### 医療審議会

#### 医療計画部会

医療審議会では、全体的な計画策定の審議を行う。

医療計画部会では、現状の課題と分析及び計画原案の策定など、具体的な調査・審議を行う。

### 医療体制の構築、目標等の検討

### 医療連携体制等検討会

5疾病・6事業及び在宅医療の分野ごとに、医療体制の構築及び目標等の検討を行う。

### 地域医療構想の達成を推進するための協議

### 地域医療構想調整会議

医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策、目指すべき医療提供体制を実現するための施策、地域の病院及び有床診療所が担うべき病床機能その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行う。

### 医師の確保に関する必要な事項の協議

### 地域医療対策協議会

医師の確保に関する事項に関し、必要な施策を定めるための協議を行う。

医師不足や医師の偏在問題に対応し、キャリア形成プログラムの内容や医師の派遣調整など地域の実情に応じた医療提供体制の確保と実効ある医師確保対策を検討する。

# 医療圏について

## 概要

- 都道府県は、医療計画の中で、病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する医療圏を定めることとされている。

## 三次医療圏

### 【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

特殊な医療を提供

### ※特殊な医療とは・・・

例えば、特殊な診断又は治療を必要とする次のものが考えられる。

- ① 臓器移植等の先進的技術を必要とする医療
- ② 高圧酸素療法等特殊な医療機器の使用を必要とする医療
- ③ 先天性胆道閉鎖症等発生頻度が低い疾病に関する医療
- ④ 広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特に専門性の高い救急医療  
「医療計画作成指針」より

## 二次医療圏

### 【医療圏設定の考え方】

一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- ・地理的条件等の自然的条件
- ・日常生活の需要の充足状況
- ・交通事情 等

一般の入院に係る医療を提供

### ※二次医療圏の設定にあたり、国が定める見直し基準

人口規模が20万人未満の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（特に、流入患者割合が20%未満であり、流出患者割合が20%以上である場合）、その設定の見直しについて検討する。

「医療計画作成指針」より

# 秋田県医療の目指す姿による二次医療圏の範囲について

## 【秋田県における基本的考え方】

医療圏は、本県医療提供体制を整備するに当たり、医療機関の役割分担や連携体制、地域包括ケアシステムのネットワーク等を構築する地域の枠組み（患者の受療行動を制限するものではない。）

- ・この枠組みの中で、**24時間365日の確実な医療提供体制を整備するが、拠点となる医療機関は医療圏に1つとするものではなく複数あってもよい**
- ・現在の医療機能を十分に考慮する必要があるが、**直ちに、病院の統廃合や病床削減を要請するものではない**

## 【医療圏設定に当たり考慮すべき点】

- ・国の見直し基準をクリアすること
- ・将来の人口減少を考慮し、バランス良く医療提供体制が整備されること

## 【計画期間中の対応】

- ・救命救急、ハイリスク分娩、がんの専門的な治療の拠点などの整備
- ・地域医療構想調整会議で役割分担と連携の協議



# 二次医療圏の設定について（意見のまとめ）

（令和5年5月30日）  
医療審議会医療計画部会  
協議資料

次期医療保健福祉計画の策定に当たり、二次医療圏は、県北、県央、県南の3医療圏とすることが望ましいのではないかと。

## 【設定に当たり考慮した点】

- ・国の見直し基準をクリアすること
- ・将来の人口減少を考慮すること
- ・秋田市への一極集中を避け、地域バランスのとれた医療提供体制が整備されること

## （参考）期待される効果

- ・各医療圏で、一般の入院に係る医療が完結
- ・各医療圏において、緊急PCIやハイリスク分娩などの専門的な医療に対応できる体制を確保
- ・より広域的な枠の中で、在宅医療など地域包括ケアシステムを支える病院と緊急手術や救急搬送に確実に対応する主に急性期医療を担う病院との役割分担と連携により医療を効率的に提供できる体制を確保
- ・症例の分散が回避され、医師等の技術向上の環境が整備

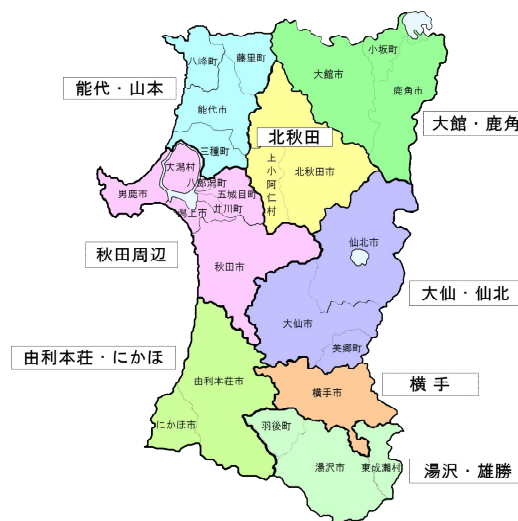
## 【課題】

- ・より広域的な連携をするため、医療のデジタル化による対応等が必要

## 【3医療圏案とする理由】

- ・いずれの医療圏でも国の見直し基準をクリアしている。
- ・今後の人口減少を見越し、長期的視野に立った医療提供体制を整備できる。  
（特段の事情がない限り、次回設定での見直しは不要）
- ・疾病・事業ごとの課題を考えるに当たり、役割分担や連携の選択肢が広がる。
- ・県北・県央・県南とバランスのとれた医療提供体制の整備が可能である。  
（各地区に地域救命救急センター等が整備されている）

## 【現行（8医療圏）】



## 【設定案（3医療圏）】

